

キーワード

- ① 私的録音録画補償金制度
- ② 電子マネー

兵庫県立神戸甲北高等学校教諭 山上 通恵

① 私的録音録画補償金制度

1992年の著作権法改正に伴って導入された制度である。それまでは、私的な使用を目的とした個人および家庭内での複製については著作権法でも認められてきた。しかし、コンテンツの大半がデジタル方式で制作・提供されるようになったことで、複製した後の情報の劣化がなくなり、不当に著作権者の権利を侵害する複製が横行し始めた。そこで、デジタルデータをデジタルデータのまま複製する場合には、一定の割合で補償金を徴収して著作権者へ利益還元をする制度が制定された。諸外国でも同様の制度がある。

この制度により、MDやCD、DVD等のデジタルメディアを用いて録音・録画する場合には、利用者は一定の補償金を管理団体に支払わなければならない。しかし一般の利用者は、この補償金を支払っている自覚はほとんどない。それは、下記の表のような金額が、機器やメディアの販売価格に上乘せられているからである。

| | 機器 | 記録メディア |
|----|-------------|-------------|
| 録音 | 基準価格の65%の2% | 基準価格の50%の3% |
| 録画 | 基準価格の65%の1% | 基準価格の50%の1% |

基準価格とは、カタログ表示された価格のこと

なお、コンテンツの著作権を機器やメディアの使用者自身が持っている場合は、申請する事で補償金を受け取る事ができる。家族の姿を録画したという人がDVD4枚分の補償金返還を請求した事例があるが、請求者は80円で請求書を郵送し、審査の結果、8円が返還金として振り込まれたといわれている。請求手続きの煩雑さや経費の負担など問題も多く、さまざまな問題点が指摘されている制度でもあり、流動的な面も含んでいる。

② 電子マネー

貨幣という実体のある物品によってやり取りされていた経済活動に対して、電子的なデータによる一般市民が利用する小売レベルにおける決済手段のことをいう。オンライン化が進められた銀行振り込みやクレジットカードによる決済システム、および株式や証券といった世界規模のマーケットなども電子的な決済手段ではあるが、これらは電子マネーには含まない。電子マネーとは、インターネット経由の決済に特化したもの、あるいはICカードなどの技術により従来の決済方法の欠点を解消して利便性を高めたものをいう。

世界中にさまざまな電子マネーシステムが稼働しているが、日本では非接触型ICチップ通信技術Felicaを採用したものが圧倒的に多い。従来のカード型に加え、携帯電話の機能として組み込むことで普及の拡大に成功した。

電子マネーは、大別して「前払い式」と「後払い式」に分けられる。前払い式には「Edy」「Suica」「PASMO」など、後払い式には「iD」「QUICKPay」「PiTaPa」などがある。

電子マネーは、サービスを提供する会社による私製貨幣であり、発行企業が倒産した場合には、その価値を完全に失う危険性も存在する。この点については経済産業省において利用者保護などのルール作りの検討が始まっている。

電子マネーは、紙幣や硬貨、財布の中で増える一方のカード類を一元管理して携帯性を高めるとともに、迅速・確実な決済も期待されている。また、個人認証の手段と併用して、紛失した際に利用を制限し、経済的損失を防ぐことができるなどの利点もある。

最近では、学生証にICチップを埋め込んで電子マネー機能を持たせ、食堂などをキャッシュレスで利用できたり、施設を利用する際の認証、施設の鍵の機能、さらに利用料金の徴収まで一括して運用したりすることをアピールする大学などもある。